

2012 年 10 月 18 日

岩田地崎建設株式会社 社長 岩田圭剛殿

中国人強制連行・強制労働問題に関する岩田地崎建設の回答に対する抗議声明と再回答要求書

大府飛行場中国人強制連行問題愛知対策委員会
代表 石川賢作 日中友好協会愛知県連合会会長
事務局 日中友好協会愛知県連合会内
〒464-0821 名古屋市千種区末盛通 4-18
Tel 052-763-1152 Fax 052-763-1153

去る 9 月 18 日、私たちは貴社名古屋支店を訪れ、山田隆名古屋支店長に面会し、貴社が後継企業となっている旧地崎組によって第二次世界大戦末期に日本に強制連行され、北海道伊屯武華・置戸・平岸、及び愛知県大府飛行場において強制連行された中国人 496 人を代表する 5 名の生存者による貴社に対する謝罪と記念碑建設及び被害に対する補償を求める「提訴書」と本会の「声明書」を手渡しました（同封資料参照）。

それらの文書に詳述されている通り、この 496 人の中国人は苛酷な移送と労働等によって 1 年半の期間に 31 名が死亡し、他の多くの人々も虐待や病気や飢えに苦しみました。北海道訴訟の札幌高裁判決（2007 年 6 月 28 日）では、この強制連行・強制労働の一連の過程を「違法であることは疑いないものと言わなければならない」と断定しました。そしてまた、父や夫や息子を失った家族にも耐えがたい苦痛と困難を与えました。なお、同じ地崎組が北海道大夕張出張所に強制連行した中国人 388 人の内、栄養失調や病気等で 148 人もの人々が死亡しています（死亡率 38 %。使役企業は旧三菱鉱業、現三菱マテリアル）。この強制連行・強制労働の犯罪性が如実に表れていると言うべきです。

さらに、地崎組は国策に従ってやむを得ず中国人強制連行に携わった企業ではありません。1939 年に「北海道土木工業連合会内外地労働者移入組合」の発起人代表として地崎宇三郎が当時の「厚生内務大臣」宛に「支那本土よりの労働者を移入」することを求めた「願書」を提出しています。地崎宇三郎はその後も政府に働きかけ、1942 年の閣議決定「華人労働者内地移入ニ関スル件」を実現させた中心人物でした。地崎組は、合計 1741 人の中国人強制連行を行い、その内 330 人を死亡させました（連行数及び死者数は『外務省報告書』（1946 年）に拠る）。

ところが、このような重大な被害に対し地崎組は正当な賃金も支払わず何らの謝罪も補償も行ってきたませんでした。北海道訴訟においても違法な強制連行・強制労働の事実そのものを否認する主張を行ってさえいます。北海道訴訟は、時効及び日中共同声明による請求権の消滅等の理由で中国人原告側は敗訴しました（最高裁判決 2008 年 7 月 8 日確定）。しかし、日本の司法制度において法的責任を免れたとしても、この不法行為とその重大な被害という事実に対する歴史的・人道的な責任は消える訳ではありません。その責任を被害者たちは要求項目の第一項「法的及び人道的責任を必ず負い、私たちに謝罪すること」（下線：引用者）で明確に求めているのです。また、同種の裁判である西松建設訴訟に対する最高裁判決（2007 年 4 月 27 日）において「本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛」に対し被告企業を含む「関係者において、本件被害者らの被害救済に向けた努力をすることが期待されるところである」という付言が記されたことは、最高裁においても、法的責任とは別に関係企業の人道的責任を認めていることを示していると言わなければなりません。事実、この付言に基づき西松建設は被害者との間で和解し、補償と謝罪と記念碑の建設を行って一定の責任を果たしました。また現在、北海道訴訟で同じ被告の立場だった三菱マテリアル（株）も被害者との和解の協議開始への意向を示しています。

このような歴史的・事実経過、及び日本での訴訟経過及びその後の和解の動向を踏まえた被害者らの要求に対し、10 月 1 日付けで山田隆名古屋支店長名で出された回答書においては、「すでに、裁判所におきましても、当社は損害賠償の支払い義務がないとの判断を受けております」とのみ述べて、不法行為に対する遺憾の意も、人道的責任に対してもまったく無視するものとなっています。そして、「今後は、このような内容の如何なる申し入れに対しましても、対応致しかねますので念のためご承知置き願います」と記して、被害者たちの念願を一方的に切り捨てる態度を示しています。はたして、高齢の被害者らが生涯の最後に長年の苦しみを経て貴社に訴えた「提訴書」の文章を貴社は真摯に読んだのかどうかさえ疑わざるをえない内容です。

さらに、回答には名古屋支店長名しかなく、本社社長の名前がありません。被害者らは「岩田地崎建設株式会社」そのものに訴えています。私たちの「申し入れ書」も宛先として本社社長名を最初に掲げ、名古屋支店長名を併記していました。

このような不誠実かつ重大な歴史的・人道的な責任に無反省な「回答」を私たちは到底、受け入れることは出来ません。日本の社会も国際社会も貴社のこのような対応を容認しないでしょう。地崎組の歴史を引き継ぐ貴社が、北海道を代表する企業の一つとして、改めて企業倫理、及び歴史的・社会的責任と真摯に向き合い、この被害者たちの声に耳を傾けることは、内外における貴社の社会的評価を高める道にもつながると思います。本会はここに、改めて、岩田地崎建設社長岩田圭剛氏に対し、上記「人道的」責任についてどのように認識しておられるか、及びそれに基づいて被害者らの訴えにどのように応えて行くつもりであるか、明確な回答を求めるものです。形式的ではなく、真剣な検討を行っていただき、1 ヶ月以内の回答を求めます。